

厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和8年6月1日（月曜日）から令和8年7月1日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|------|
| (1) 意見をいただいた人数 | 19 人 |
| (2) 意見の件数 | 57 件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 4 件 |

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映
1	計画の概要について		
1	部活動の地域移行に賛成です。授業時間以外のスポーツ活動や芸術活動は公立中学校の教員が担うべき仕事ではなく、地域のスポーツ教室や習いごと教室等に移行されるべきだと考えます。ゆくゆくは土日だけでなく平日の活動も地域で実施されるべきだと思います。	本市における部活動の地域展開については、土・日曜日から段階的に進めてまいります。 平日の部活動については、本計画の進捗や国・県の動向を踏まえて取り組んでまいります。	
2	P3 計画の構成について 推進計画を今（R8.6月）に策定手続きをしているが、前期のアクションプランはいつできるのか。仮に年度末にできたとして、R9、10のみ実施、R10の下半期は検証するとあり、実質1年程度しか試行期間がないが、スケジュールとして無理があるのではないかと。前期・後期と分けてアクションプランだけでよいのではないかと、アクションプランを見直せばよい。前期・後期と分ける意義がわかりません。国が示すとおりには作らないといけない理由はあるのか。スケジュールとして無理があると思う。	前期アクションプランは、本計画策定後に速やかに着手し、令和8年度中の策定を目指します。 アクションプランを前期と後期に分け、後期アクションプランを令和10年度に策定する理由としては、策定する時点の国・県の動向、本市の実情及び前期アクションプランを進める中で明らかになる課題を後期アクションプランに反映し、令和11年度以降の取組をより実効性のある取組とするためです。	

3	学校が部活動を続けるのであれば、ヒト・モノ・カネを学校に充てるべきです。兼職兼業でやりたい方がやるのはかまいませんが、肥大化した教員の業務の中で職務専念義務を果たしつつ部活動指導まで行うことや自身が未経験の部活を指導するのは、教員の働き方として非常に苦しいと思いますし、精神的ストレスを抱えて療養休暇や退職を選ぶ職員が出ない方策をご検討いただきたいです。	教員の働き方改革については、本市でも重要な課題と認識しており、これまでも多くの取組を行ってまいりました。 部活動の地域展開についても着実に推進し、教育現場において、教員が、授業など教員でなければできない業務に専念できる環境づくりを進めてまいります。	
4	先生の負担を減らすためにも大賛成です。そもそも、部活動を学校の先生が兼任でやる理由が分かりません。専任の先生が必要なのではないのでしょうか。 また、オンラインを使っても出来る部活動もあると思うので、活用して欲しいです。	また、同じ目的として、本計画期間中においても、各校における外部指導者の配置等を促進してまいります。	

2 策定の背景			
5	P 8 部活動指導における教員の実態 教員の長時間労働は確かに課題である。この説明だと、長時間労働の原因が部活動であると読み取れる。 実際は、様々な要因があるのではないか。他の要因との比較なくして、「長くする要因」と言い切るのはどうなのか。少なくとも「長くする要因の一つ」程度のほうが適切ではないか。	御指摘のとおり、教員の長時間労働の背景には、様々な要因があります。 部活動の指導もその中の一つであると認識しておりますので、P 8 の記載を適切な表現に修正いたします。	○
6	P 9 ア～カの現状を整理とあるが、「部活動指導の専門性や意思の尊重」については、カのことか。競技の経験と専門性は別だと思う。 また、意思の尊重に関しては、どこに課題が書かれているのか。少なくとも、教員によっては、望まない部活動の指導をせざるを得ないと思うがどの程度思っているのかデータはないのか。	ア～カの現状を整理した上で、考えられる課題を記載したものです。なお、教員に対し、現在の部活動の指導に関する意向について確認したデータはありませんが、今後、地域クラブ活動の指導者としての希望について意向確認をしていく予定です。	

3 今後の方向性について			
7	受益者負担について賛成です。 一方で貧困家庭が不利益を被るという問題も生じます。 貧困家庭のスポーツ活動や芸術活動については、就学援助制度を利用している家庭や生活保護受給家庭に対し、スポーツ教室や習いごとにのみ使えるクーポンを配付するなど、用途を限定した支援ができるのではないかと考えます。		
8	地域クラブ活動になることで、学校部活動より費用がかかるのではないかと、送迎が遠く大変になり、家庭の事情などで、今よりもクラブ活動を自粛する家庭がふえるのではないかという事が心配です。 現在在学中の子どもは、学校部活動に参加することで、毎日安心して預けられ、本人もやりがいを感じています。地域クラブ活動にかわってゆくのであれば、上に挙げたような不安な点の対策を考えてから切り替えて欲しいです。	費用負担の在り方については、公平性確保の観点から、適正な負担となるよう検討してまいります。 その上で、家庭の経済状況によって生徒の体験格差が生じないように、経済的に困窮する世帯への支援制度についても検討してまいります。	
9	P15 施策3 2 現実として経済格差が体験格差を生んでいる。学校教育として行わないのであれば、公平である必要があるのか。どの程度負担が増えるのかも分からない段階から、特別に書く必要があるとは思わない。		

10	大会やコンクールについて、中体連・中文連主催の大会は廃止したほうが良いと考えます。 教員が大会役員となる大会ではなく地域のスポーツ教室や習いごと教室のコーチや講師に正当な報酬を出して大会役員をお願いし、その報酬は参加生徒の大会参加費から徴収することで賄う方針が良いと考えます。	地域クラブ活動導入後の大会やコンクールの在り方については、現在の部活動の大会主催者等と連携して検討を進めてまいります。	
11	スポーツ教室や習いごと教室と学校との連携は不要です。例えば生徒の学習状況について学習塾と学校が連携をとっていない一方でスポーツ教室や習いごと教室とは連携することになると、偏った状況になると思います。学校外での生徒の活動をすべて学校が把握するべきとは思いません。大会参加生徒を学校が管理したり、入賞した生徒への表彰を学校で行ったりすることまではする必要がないと考えます。	地域クラブ活動は、部活動の教育的意義を継承し、生徒の成長へとつなげていく取組となるため、保護者、地域クラブ及び学校間での一定の連携が必要だと考えております。	
12	現在小学五年生の子供が市内で剣道を習っています。剣道は続けてほしいので、ぜひ市内中学の部活動に剣道部を作ってほしいです。		
13	僕は来年から中学生です。昆虫が好きなので生物部があったらいいと思います。	本市においては、活動の選択肢の幅が広がることを、地域展開の目指す姿としています。	
14	地域クラブへの移行に賛成です。子どもたちが自己表現を通して成長できるダンス部をぜひ作っていただきたいです。	現状の部活動にはない種目や活動についても、児童・生徒のニーズを把握しながら、自らの志向に応じて主体的に活動に参加できる環境づくりを進めてまいります。	
15	パブリックコメントの場を設けていただきありがとうございます。体操部を作りたいです。今は体操の習い事をする子どもは多いように思われます。しかし部活ではその場がありません。宜しくご検討下さい。		

16	送迎について考えて欲しいです。我が家は車で送迎ができますが、そうでない方にとっては近隣の中学やグラウンド等に行くのが大変になり、部活にすら入るのを躊躇うかと思います。	活動場所への生徒の移動手段については、令和7年度中に実施したアンケートにおいて、懸念が最も高かった項目であり、重要な課題であると認識しております。	
17	地域クラブ活動になることで、学校部活動より費用がかかるのではないかと、送迎が遠く大変になり、家庭の事情などで、今よりもクラブ活動を自粛する家庭がふえるのではないかという事が心配です。 現在在学中の子どもは、学校部活動に参加することで、毎日安心して預けられ、本人もやりがいを感じています。地域クラブ活動にかわってゆくのであれば、上に挙げたような不安な点の対策を考えてから切り替えて欲しいです。		
18	P15 施策3 3 「移動手段」については、確かに配慮する必要はあるが、ブロック内での部活動参加を認めているので、現在の移動に関する考え方が不明であるが、現在の考え方に課題がないのであれば、検討なんて書かなくてよいのではないかと。余計な仕事を増やすこととなると思うが		
19	校区以外の練習場所への移動手段は、小中学校・公民館・児童館を巡回するコミュニティバス等を考えているのか。		
20	地域クラブの活動場所までの移動距離は重要。また、自転車で通う事は認めてもらわないと、バス移動は通い辛いし、行くハードルが高くなる。		

21	平日と土日で活動主体が変わる点について詳細な説明がほしい。平日と週末で同じ活動を選ぶ必要があるのか。 また、土日の活動は参加必須なのか。	部活動の地域展開に当たり、平日と休日の活動は同じ種目でなくても構いません。 また、土・日曜日の活動についての参加は必須ではありません。	
22	市のクラブの中から選ぶとあるがどのスポーツが対象なのか、対象にならないと不公平にならないのか。	市が認定する地域クラブは、国が示す要件等を参酌し地域のクラブ活動を認定するものであり、特定の種目（活動）を対象とするものではありません。	
23	加入人数とチーム数について、例えば1野球クラブに100人の時、公式の試合に参加出来るのは1チーム15～25人なのか、出身中学校等で数チーム作って参加するのか。	大会やコンクールの参加規程等につきましては中体連や吹奏楽連盟等の大会主催者等が決めるものとなっております。 なお、国は地域クラブ活動の参加を促進するために、参加規程等を見直すことを大会主催者等に求めていますので、生徒が大会等に参加しやすい環境づくりについて、大会主催者等と連携して検討を進めてまいります。	
24	娘が市内の中学校に通学しており、吹奏楽部に在籍しています。今後、コンクールはどうなるのか？		
25	保護者の負担を前提に習い事の延長で考えているのか。中学生の部活なので保護者・教師のサポートは当然だけど自主性は育成出来るのか。	部活動の地域展開は、これまで学校の中で行われていた部活動が、学校ではなく地域で支える活動へと変わっていくものです。 そのため、保護者負担につきましては、地域の指導者による指導となること等から、一定の経済的な費用負担が生じることになると考えております。 なお、地域クラブ活動は生徒の自主的・自発的な参加に	

		より行われるものであり、自主性の育成を始めとする、部活動の教育的意義を継承・発展させるものと認識しております。	
26	クラブへの寄付の強制や、現部活でもある教師への弁当当番について、どう監視するのか。(数年前だけど実際にあった事です。金銭的な負担や、保護者の手作りによる弁当の提供はOKか。) また、現在 PTA が補助している部費は、保護者負担分として把握しているのか。	市が認定する地域クラブ活動については、適正な活動と持続可能な運営ができるようにするため、運営のガイドライン等を示すほか、市による指導・助言等を行ってまいります。	
27	部活動の頑張りを学校生活・勉強へ先生方は良い方向に導いて頂いていたと思いますが、どうになってしまうのかな。	生徒が校外の活動で頑張る姿を認め、生徒の成長へとつなげていくために、地域クラブ、学校及び保護者等が適切な範囲で情報連携を行うことが望ましいと考えます。	
28	中学の息子を持ち、部活動を頑張っている父親として、多くの意見を提出させていただきました。 日ごろから顧問の先生をはじめ多くの学校の方のご協力のなか部活動をやらせていただいております。 地域移行は賛成です。そのためにも、計画のままで終わらせず、少しでも先生の負担軽減や生徒の成長につながる取り組みを期待します。	地域クラブ活動においても、部活動の教育的意義を継承し、生徒の成長へとつなげていく取組として、推進してまいります。	
29	どこに住んでいても、やりたいスポーツ活動、文化活動ができるようにして欲しい。 中学生の娘は、進学した中学校の部活でやりたかった種目がなく、現在は親がやっとの思いで見つけた、未経験者の中学生を受け入れてくれる、市内のサークルで週一回活動している。夜の活動のため、活動中は親の付き添い	学校間の差をなくし、活動の選択の幅を広げることが、本計画の目指す姿の一つです。 地域展開に伴う送迎や付き添いの負担を理由として、生徒が活動に参加できないことがないよう、活動場所等については検討してまいります。	

	が必須。受け入れてくださるサークルのみなさんには感謝しかないが、2時間付き添うのは負担が大きい。学校に部活があればと思ってしまう。 小学生の息子は、中学生になったら吹奏楽部に入りたい、と今は楽譜が読めるように頑張っている。しかし、中学生になってもその部活がなくなっていたら、吹奏楽をやる為に今、頑張っている本人の気持ちはどうすればいいのだろうか。初心者の中学生を受け入れてくれるところはあるだろうか？また娘の時のように、活動できる場所を親が必死に探さねばならないのだろうか。こどもたちがやりたいことを応援したい気持ちはもちろんあるし、今まで自己を犠牲にしてきた学校の先生方の負担軽減も理解はしている。が、今までならあまりなかった親の負担が増えることには複雑な気持ちがある。		
30	クラブ活動に入る流れは、中学で誘導してくれないと、自分で情報を取って、自ら入るのは、親の行動力に左右されるので、格差が出ると思う。クラブ活動も、本気系、楽しめれば良い系と、色々選択肢が欲しい。	市が認定する地域クラブ活動につきましては、児童・生徒・保護者等に対し、広く情報提供を行います。 また、活動内容につきましては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展するものであり、多様な価値観に触れる中で自分を磨き、成長できる活動を推進します。	

31	来年から新中学生になる子供がおります。6年後までには地域クラブ活動を実施するとのことですが、現時点でも少しずつ変わっていくことかと思いますが、その中で子供に聞いてみたところ、学校内であれば学校行事のひとつとして必然的に参加できるものも、校外での活動になると、学校から離れるということで参加できるか不安だと話していました。 それは習い事の延長線になるからだと思うのですが、校外となると不安になる子供はきっと他にもいるかと思えます。 また、サッカーやバスケットなど、今は公園ではまったくできなくなってしまい、昔のように子供たちが公園で楽しく遊んでいる姿は消えてしまいました。 我が子のようにサッカーやバスケットなどが大好きな子供たちは、部活動という形で参加する以外、ボールに触れる機会がなくなるのもできれば避けていただきたいです。皆が皆、習い事ができる環境ではないので、せめて好きな部活動で活躍させてあげたいです。	部活動は、特別な準備や負担を気にすることなく気軽に参加でき、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ入口として重要な役割を果たしていると認識しています。 地域クラブ活動への展開に当たり、そうした部活動の教育的意義を踏まえながら、生徒や保護者が不安を感じることものないよう、これまでの部活動との間に大きなギャップが生じない取組を検討してまいります。 また、地域クラブ活動の活動場所については、生徒にとって活動しやすく、通いやすい場所が望ましいと認識しておりますので、学校施設の活用ができればと考えております。 今後、設備面の調整等も含め、各学校と調整してまいります。	
32	P15 施策3 3 部活も生徒も減っているが学校は減っていないなかで、学校以外の場所を活動とする必要はあるのか。 学校施設を有効活用するほうが合理的ではないか。		

33	中学生の娘は吹奏楽部に在籍しており、平日の練習時間が短く、土日の練習時間がとても大切なところ、講師や指導者が変わることで、練習の質が落ちてしまうのではないかと、とても不安がある。また、会場が学校でない場合、楽器の運搬も都度行うのか、その時間や労力も勿体ないと感じる。	地域クラブ活動の指導者については、兼職兼業で指導を希望する教員を含め、市内の関係団体や大学等と連携し、専門性や資質・能力を有する指導者を確保してまいります。 また、活動時間については、国のガイドライン等を参酌し、活動場所についても、学校施設の活用を始め、活動しやすい場所を検討してまいります。	
34	P10 今後の方向性 「生徒の豊かで幅広い活動機会の保障」とあるが具体的なイメージがつかない。前段の文章からだと、「多様なニーズや取り組む理由にこたえられるように」などアンケート調査結果を取り組みに生かすような文言のほうが良いと思う。急に「豊か」といった文言が出てきてもピンとこない。	児童・生徒を対象としたアンケート調査では、取り組んでみたい競技種目（活動）に対するニーズや、「技術力の向上にとどまらない学校内でのつながりや成長への期待」、「他校の生徒と活動できる」などの部活動や習い事などに取り組む理由が、多様であることが分かりました。そうした多岐にわたる内容を踏まえて「豊か」と記載しています。	
35	P10 (1) 「地域」との文言が初めてできたが「地域」とは、どういった範囲を指すのか。ブロック制部活動の各ブロックか。学区単位の範囲か。それとも市内全域もしくは市外か。もしくは「学校」以外がすべて「地域」なのか。	地域展開における「地域」とは、学校を取り巻く地理的な範囲やコミュニティのことを指しています。 具体的には、学校の所在する地区、近隣の住民・団体・施設などが含まれ、学校外で地域の人々と連携・交流しながら活動する場を意味しています。	

36	P 10 (1) ア(ウ) 「学校段階」とはどういう意味か。一般的に使われている言葉なのか。	学校段階とは、学校教育制度における異なる学校種ごとの段階（小学校、中学校、高等学校等）を指す言葉として使用されております。本計画においては中学校3年間を指すものとして、使用しています。	
37	P 10 (1) イ(エ) 「目指す姿」に「地域とのつながりが深まる」とあるが、教員の長時間労働の妨げになるのではないか。 負担軽減のために削除しても問題ないと思うが。	地域クラブ活動は、これまで学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で連携して支える取組です。 地域クラブ活動においても、地域と学校の連携は、生徒の成長を促進等する上で必要なものと認識しておりますが、教員の過度な負担とならないよう留意してまいります。	
38	P 10 (1) ウ 「地域」の目指す姿は、なぜ必要か。 「地域」の定義にもよるが、少なくとも検討した各委員会で公募市民はいるが、「地域」の代表は入っていない中で、検討をしており、地域の目指す姿と書いても、説得力がない。 本計画では、生徒と学校(教員)のための計画なのに、「地域の目指す姿」を地域不在の会議で決めて書く理由がわからない。	部活動の地域展開は、これまで学校の中で行われていた部活動を、地域全体で関係者が連携して支える地域クラブ活動へ展開していくことをきっかけに、新しい価値を創出することを目指すものです。 本計画における目指す姿については、意見交換会やパブリックコメントなど市民参加手続により、地域の皆様からも御意見をいただきながら策定を進めております。	

39	基本的な考え方の内容は、どのようにして学校以外の組織等の運営に移行するかにとどまっており、「新たな価値の創出」が不明です。新たな価値について、具体的なイメージを示せないでしょうか。	10 ページ(1) 目指す将来像で示している「新たな価値」とは、同ページの生徒・学校(教員)・地域の目指す姿で示ししている内容の総称を表しています。なお、一例を 51 ページの用語説明に記載しております。 また、11 ページ (2) 基本的な考え方は「新たな価値の創出」を含む将来像を実現するための考え方をお示ししております。	
40	P11 (2) 基本的な考え方とのタイトルは、何の基本的考え方が不明確です。計画(案)概要のように、将来像を実現するための考え方であることを記載した方が(1)の目指す将来像とのつながりがはっきりします。	御指摘のとおり、11 ページ(2) 基本的な考え方については、目指す姿を実現するための基本的な考え方についてお示ししております。分かりにくい表現であったため、適切な表現に修正いたします。	○
41	ブロック制部活動は、11 ページで項目出しがされているだけで、以下にほとんど記述がありません。WEBサイトに掲載された小中学生向けチラシや、リンクを貼っている「部活動の地域展開について」も、ブロック制部活動について触れられていません。先行的取り組みで同様の取組で成果を出している事例もあります。基本的考え方の2本柱の一つとして示すのであれば、施策の展開の中で説明する必要があると思います。	ブロック制部活動は、学校との調整を適宜図りながら進める施策ですので、本計画においては、最小限の記述にとどめています。なお、アクションプランにおいて、より詳細な活動計画を示してまいります。また、ブロック制部活動の詳細な内容などの更新される情報等につきましては、チラシや市ホームページ等を活用し、児童・生徒・保護者等への周知に努めてまいります。	

42	P12 施策の展開 どの施策がどの目標像を実現するための施策なのか体系化したほうがより具体性のあるものとなるがいかがか。	三つの施策につきましては、どの施策が、どの目標像（生徒・学校・地域）を達成するというものではなく、三つの施策で一つの将来像（こども、学校、地域が「広がる、つながる、伸びる」）を実現するものとしています。	
43	P13 施策1 生徒のニーズは、ある程度アンケートで把握できていると思う。 ニーズの高い部活動を先行的に実施するなどもう一步踏み込んだ記載があったほうが良い。	地域クラブ活動の実施については、児童・生徒・保護者等のニーズを踏まえるとともに、指導者や活動場所の確保等、環境の整備も検討した上で進めてまいります。	
44	P13 施策1 1 定期的なアンケートとはどの程度の頻度か。 中学校は3年と短く、ニーズを反映した時にはそのニーズはなくなっているかもしれない。アンケートは毎年実施したほうが良い。	児童・生徒・保護者等のニーズの把握は重要なものと認識しております。アンケート調査を実施する回数や時期については、いただいた御意見を参考に検討してまいります。	
45	P13 施策1 1 地域クラブ活動の認定制度や指導者の登録制度とあるが、だれが行うのか、市か。 公教育の部活動の意義と地域クラブ活動の意義は別に考えないと地域移行は進まない。 認定制度や指導者登録は、市域でするものではなく、県央地区など広範囲で行うものであるため、県が担うべき。	地域クラブ活動の認定、指導者の登録制度については、市が実施する予定です。 また、部活動地域展開の取組は、各市町村で地域の実情に応じて進めていくこととされておりますが、広域的な取組が必要となった場合には県と連携してまいります。	

46	この間のあり方の検討では、競技大会やコンクールで上位入賞を目指して多くの時間を費やしている現在の一部（多く？）の部活動を継続させるために、学校の管理下外で、教育的意義を確保しつつ、過剰になりすぎることを防ぎ、技術強化を図る方策として地域クラブの認定制度を取り入れたように感じられます。文部科学省のガイドラインの項番１の「改革の理念」を踏まえ、今回の計画（案）が提示する「目指す将来像」を実現する方策として、多様な実施形態があることを示すのが良いと思います。例えばスポーツ活動では、社会人の地域のクラブやサークル、競技団体が開催している講習会、企業が営利事業として実施しているスクールなど、自治体が調整する認定地域クラブ活動以外の活動についても、地域展開と位置付けられるのではないのでしょうか。令和４年６月のスポーツ庁の提言では、「単に休日の運動部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していこうとすると、地域におけるスポーツ環境において、生徒のニーズに十分に応じることができなかったり、大会での成績等を重視した活動が多くなったりするなど、学校の運動部活動が掲げる課題がそのまま温存されてしまう恐れがある。」、「各地域においては、実施主体を特定の団体に限定して、その整備充実を図るのではなく、総合型スポーツクラブ（この間省略）など多様な実施主体を想定しながら対応する必要がある。」、「特定の運動種目に継続的かつ長期間にわたり専念する活動だけでなく、（この間省略）複数の運動種目を	地域クラブ活動の認定要件については、国や県の示す方向性を十分に踏まえ検討してまいります。また、指導者の確保等に当たっては、地域のスポーツ・文化芸術団体や大学等をはじめ、様々な関係団体に幅広く周知を図りたいと思います。	
----	---	---	--

	経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツの機会を確保し、体験の格差の解消にもつなげる」とあります。 文部科学省のガイドラインは地域クラブ活動の推進等を主としたものです。神奈川県の方針も地域移行に係るものです。厚木市が地域展開を推進する計画にするためには、上の提言を踏まえて、幅の広い展開の姿を見せるのが良いのではないのでしょうか。計画（案）の中のアンケートの結果でも、このようなニーズが多く見られます。逆に地域クラブ活動のみに焦点を当てて進めた場合には、今後平日を含めた地域展開を実施していく際に、うまく展開が図られない地域が出てしまうことを危惧します。	
47	P13 施策2 1 「兼職兼業の手続きを整備します」とあるが、現在は禁止なのか。教員の労務制度に課題があるのであれば、課題整理のところに記載をしたほうが良い。	公立中学校教員の兼職兼業については、地方公務員法に基づき、一定の要件の下、許可制で認められております。 本計画では、地域クラブ活動で指導を希望する教員が、教員としての業務に支障のない範囲で、兼職兼業で指導に当たれるよう、許可手続きの円滑化等の環境整備を進めます。 なお、労務管理のシステム化については、教員の労務制度そのものに対する課題解決ではなく、地域展開に当たり、兼職兼業に従事する教員の勤務時間等の全体管理等により、教員の健康管理や、本来の業務に支障がでないよう

		に図るものですので、現状の記載にとどめます。	
48	P13 施策2 2 「連携」について、「協定」を締結し、実施するなど役割分担を明確化したうえで実施しないとうまくいかない。 特にお金の部分は、明確に。「効果的な支援策」について、国からの援助はあるのか。	スポーツ・文化芸術団体との連携は、指導者の確保や資質向上に資する取組を相互に推進し、安定的かつ継続的に指導する体制の構築を目指すものでありますので、必要に応じて協定の締結も検討してまいります。 また、国からの支援については、スポーツ基本法（令和7年改正）にも国の役割が明記されておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。	
49	P14 指導員の質の保障・量の確保について、スポーツ団体や県教育委員会など、様々な機関において指導員の研修の機会が設定されていますが、これらの研修を受講済の者であっても、生徒への対応や競技大会への臨み方について、いかがかと思われる指導者が多数見受けられます。指導者の指導についての自己評価、生徒や保護者等からの評価、各活動に関する情報公表の仕組みを取り入れるなど、指導の質を確保するしくみの構築を図ってください。	指導員の質の保障については、生徒が安心して地域クラブ活動に参加するために重要な課題と認識しております。 今後、研修の内容や指導者の評価方法等の検討に当たり、参考とさせていただきます。	
50	「指導者の育成」まで、市が行う必要があるのか。できないことは書かないほうが良い。	指導者の育成は、技術面ではなく、教育的側面を踏まえた指導の在り方や体罰等の禁止、健康・安全面の管理など、指導による生徒の健全な	

51	P13 施策2 3 誰が「研修」を行うのか。 ガイドラインの周知や情報提供で資 質向上が図られるとは思わない。	成長を促すための項目について行うもので、市として実施する必要があるものと認識しております。 実施方法については、関係団体等と検討してまいります。	
52	P15 施策3 4 けがは、スポーツ保険に団体や個人で入るのを要件とすれば、整備する必要はない。 そもそも保険を市が整備するのは不可能。保険会社にすでにメニューがあるので加入の義務付けすればよい。 市が負担するものではない。	国のガイドラインにおいては、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任への加入を徹底することが重要と示されておりますが、御指摘のとおり市が直接整備する必要はないことから、「保険制度の整備」という記載については、適切な表現に修正いたします。	○

4 計画の推進			
53	P16 計画の推進 「PDCA サイクルを活用し」とあるが、うまくいっている事例は見たことがない。 13 年度、どのタイミングで何をするのかも不明。前期アクションプランは。後期アクションプランもある中で、そもそもいつ何をやるのか書いていない計画なのに何を進行管理するのか。 また、KPI や目標数値がない中で、何を点検するのか。 進行管理に追われて、実施した些細なことを課題に評価し、あたかも効果のあるような評価にすることは、この計画にかかわる職員を不幸にするだけ。この項目は削除したほうがよい。	本計画は、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間で休日部活動の地域展開を実現するため、目指す将来像や将来像を実現するための施策をまとめたものです。 具体的な取組の実施時期等は、アクションプランに定めてまいりますが、計画・実施・点検・改善を重ね、着実に取組を進めてまいります。 また、点検・改善をしていく中で、KPI（重要業績評価指標）等が必要となる場合には適切に対応してまいります。	
54	P16 (2) 「教育指導課を主管」とあえて書かなくてよいのでは。教育委員会としての計画である。巻末にでも書けば十分。 また、推進体制が市役所内部を中心にして進むとは思えない。地域移行は、外部団体の協力なくして実現できないので、体制には、外部団体を加えるべき。	御指摘のとおり「教育指導課を主管」とする旨は削除いたします。 また、スポーツ・文化芸術団体等と連携していくことを追記いたします。	○

5 その他			
55	資料編には、外部団体へのアンケート調査結果がない。実施はしていないのか。 大学、スポーツ団体、スポーツ協会、様々あると思うが移行側の意見を聞くべきである。	計画案の検討に当たり、外部団体へのアンケートは実施しておりませんが、検討組織として設置した附属機関にスポーツ、文化芸術団体の代表者に委員として就任いただき、御意見を伺いながら策定しております。 また、今後、部活動の地域展開に当たりましても、適切に連携し取組を推進してまいります。	
56	平日は学校の部活、休日は、地域クラブとなると休みが無くて辛い。 平日は週 2-3 日活動、朝練は無いのが妥当。 休日は、半日くらいなら、無理が少ないと思う。	地域クラブ活動の活動時間等については、国のガイドライン等を参酌し、適切な活動時間となるよう検討してまいります。	
57	適切な休養日等の設定について 「厚木市部活動に関する方針」の4「適切な休養日等の設定」の内容は、「平日 2 時間程度、休日 3 時間程度、週あたり 11 時間程度」としています。また土日のうちの 1 日は休養日としています。これらは、平日、土日とも特定の運動種目や文化活動を行う場合を想定しての方針だと思いますが、今後の地域展開では、土日のみの活動、平日夜間だけの活動など、多様な活動も想定され、この方針では参加者のニーズに合わなくなると考えられます。計画策定に合わせて、この方針も見直し、地域展開の内容に沿ったものにされると良いと思います。	御提案のとおり、部活動に関する方針についても、今後の部活動地域展開の進捗状況に併せ、必要に応じて、適宜見直してまいります。	

4 その他意見（対象外：3件）

厚木市市民参加条例第10条に規定するパブリックコメント手続として御意見をいただきましたが、次のいずれかに該当するため、本パブリックコメント手続の対象外となった意見について公表いたします。

- 厚木市市民参加条例施行規則第4条第1項に規定する提出方法との相違
- 厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
- 自治基本条例第3条第1号に該当しないもの

No.	その他意見の概要	対象外の理由
1	部活動が地域展開するということですが、生徒の活動の選択肢を広げることも目的の一つと聞いています。生徒のためはもちろんですが、指導者は結局教員がボランティアで休日、放課後を犠牲にして活動することになるのだと思うので、どちらかと言うと先生方目線で回答させていただきます。 私として、明確な疑問点があります。 それは、活動時間についてガイドラインが設定されているようですが、学校によって全く守られていない、守らせるように管理職も指導していないことです。 おそらく管理職は部の活動予定表等を見て確認しているのだと思いますが、予定表の時点で活動時間が基準を超えている学校の話聞いています。なぜそれがそのまま生徒に配布され、そのまま長時間の部活が実施されているのでしょうか。 特にひどいのが吹奏楽部と聞いています。 吹奏楽部には他の部活と違う、吹奏楽部用のガイドラインがあると聞いています。その中身は、『合奏が始まってから3時間以内』とされているようですが本当でしょうか。運動部は活動を通して実質3時間を守るように指示されているらしいですが、吹奏楽部の場合、個人練習などは活動に含まれないので、実質時間無制限だとのこと。これは、なぜでしょうか。 運動部の先生方が活動内容を工夫し、短時間で効率よく練習する方法を模索していると聞きます。先生によってはクラブチーム化して、夜は部活と分けて活動する方もいるそうです。 ここまで工夫している運動部に比べて、合奏しない限り活動時間の制限が本当にないのだとしたら、吹奏楽部だけそれが許可される合理的理由はなんなのでしょう。 コンクール前など、初めから午前午後通しての練習が計画されているようです。大会前に練習をしっかりとやりたいのは運動部も	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不記載

	同じです。吹奏楽部だけ特別と言うこの現状を、厚木市として把握しているのであれば、明確な理由を示すべきかと思います。 そして、部活を生き甲斐に燃えている先生は別として、本当は顧問をすることを避けた先生が、長時間の部活動を強制されることは、教員ではない私が客観的に見ても可哀想でなりません。 体調のすぐれない先生、ベテランに言われて嫌々付き合わされている若い先生、家族を犠牲にしている先生、見てられません。 ぜひ、先生方に、部活動の顧問を引き受けるかどうか希望制にしてください。 教員が少ないと聞きますが、当たり前です。やりたくもない部活を、ボランティア同然の賃金で、貴重なプライベートの時間を犠牲にされる職業など誰も希望しません。 部活動を持続可能な形にするのであれば、指導者の待遇、活動時間の遵守(守らない場合は指導)を、徹底してください。	
2	部活動の地域移行・地域展開については、生徒の多様な活動機会の確保や、専門的な指導を受ける機会の充実という点で意義があると考えます。一方で、現在の学校現場では教職員の長時間労働が大きな課題となっており、地域移行を進める際には教職員への新たな負担が生じない仕組みづくりを重視していただきたいです。特に、部活動等の指導には専門的な知識や技能だけでなく、安全管理、事故対応、保護者対応など高度なリスクマネジメントが求められます。そのため、指導者の確保・育成、適切な報酬の設定、責任体制の明確化を十分に行い、教職員の善意や無償・低報酬の負担に依存しない持続可能な制度設計を要望します。 また、地域移行・地域展開を進めるにあたり、教職員の関わりについては本人の意思を最大限尊重することが必要であると考えます。競技経験や専門性を生かして地域クラブ等での指導を希望する教職員がいる一方で、家庭生活や健康の維持、自己研鑽の時間を確保したいと考える教職員もいます。 そのため、教職員の参加を事実上求めたり、暗黙の了解として期待したりすることのないよう、完全に任意で参加できる仕組みを整備していただきたいです。また、希望して従事する場合には、専門性や責任に見合った適切な報酬、安全管理体制及び保険制度等の整備を要望します。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不記載

3	吹奏楽部だけガイドラインが別であり、時間無制限なのはおかしいです。厚木市として合理的配慮を示すべきだと思います。 吹奏楽部だけのガイドラインの影響で、疲弊している教員、生徒が多数います。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不記載
---	--	--------------------------------

5 お問合せ先

- (1) 担当課名 教育指導課
- (2) 連絡先 046-225-2980

6 結果公開日

令和8年8月6日 公開